令和9年度　日出町教育・保育施設徴収金（保育料）基準額表

【１号認定（従来の幼稚園部分）】

階層（世帯）区分	世帯の状況	私立幼稚園・認定こども園（満3～5歳児）		町立幼稚園（5歳児のみ）	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
第１階層（生活保護世帯）		無料（保育料のみ） ≪注意≫ ※給食費や教材費などは実費負担となります。 （詳しくは利用施設にお問合せ下さい） ※給食費（副食費）の免除制度があります。（裏面参照） ※預かり保育の利用は、利用料金がかかります。 ※預かり保育の利用料を無償化するためには、手続きが必要です。			
第２階層（町民税所得割を課されない世帯又は里親）	ひとり親世帯等				
	その他の世帯				
第３−１階層（町民税所得割額が5,000円以下の世帯）	ひとり親世帯等				
	その他の世帯				
第３−２階層（町民税所得割額が5,001円～77,100円の世帯）	ひとり親世帯等				
	その他の世帯				
第４階層（町民税所得割額が77,101円～211,200円の世帯）					
第５階層（町民税所得割額211,201円以上の世帯）					

【２・３号認定（従来の保育所部分）】 ※下表料金は、月額保育料となります。

階層（世帯）区分	世帯の状況	2号認定（3歳以上児）				3号認定（3歳未満児）			
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
第１階層（生活保護世帯又は里親）		無料（保育料のみ） ≪注意≫ ※給食費や教材費などは実費負担となります。 （詳しくは利用施設にお問合せ下さい） ※給食費（副食費）の免除制度があります。 （裏面参照）				0 円	0 円	0 円	0 円
第２階層（町民税非課税世帯）	ひとり親世帯等					0 円	0 円	0 円	0 円
	その他の世帯					0 円	0 円	0 円	0 円
第３階層（町民税所得割額が48,599円以下の世帯）	ひとり親世帯等					6,800 円	0 円	6,650 円	0 円
	その他の世帯					13,600 円	0 円	13,300 円	0 円
第４−１階層A（町民税所得割額が48,600円～57,699円の世帯）	ひとり親世帯等					9,000 円	0 円	9,000 円	0 円
	その他の世帯					20,200 円	0 円	19,800 円	0 円
第４−１階層B（町民税所得割額が57,700円～72,999円の世帯）	ひとり親世帯等					9,000 円	0 円	9,000 円	0 円
	その他の世帯					20,200 円	0 円	19,800 円	0 円
第４−２階層A（町民税所得割額が73,000円～77,100円の世帯）	ひとり親世帯等					9,000 円	0 円	9,000 円	0 円
	その他の世帯					22,800 円	0 円	22,400 円	0 円
第４−２階層B（町民税所得割額が77,101円～96,999円の世帯）						22,800 円	0 円	22,400 円	0 円
第５－１階層（町民税所得割額が97.000円～132,999円の世帯）						31,200 円	0 円	30,600 円	0 円
第５－２階層（町民税所得割額が133,000円～168,999円の世帯）						35,200 円	0 円	34,600 円	0 円
第６階層（町民税所得割額が169,000円～300,999円の世帯）						48,400 円	0 円	47,500 円	0 円
第７階層（町民税所得割額が301,000円以上の世帯）						55,000 円	0 円	54,000 円	0 円

＊上表の3号認定（0歳～2歳）の第2子以降については、大分にこにこ保育の対象者（4/1年齢が2歳以下かつ第2子以降の児童）となるため、第2子以降無料となります。

裏面あり

■保育料の算定について

（１）　保育料は、市町村民税所得割税額をもとに決定され、**保育料の切り替え時期は、毎年９月**になります。
＊４月から８月までは前年度分、９月から３月までは当年度分の市町村民税により保育料が決定されます。
＊保育料の算定には、町民税に係る税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金控除、配当控除等）は、適用されません。
＊税の更正がある場合、保育料も遡って変更されます。（当該年度内のみ。年度をまたぐ遡及は行いません。）

（２）　保育料は、**父母それぞれの市町村民税所得割税額の合計で階層判定**を行います。
但し、父母の市町村民税が非課税かつ、同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、**父母以外の世帯員の税額で階層判定を行うことがあります。**

（３）　年度途中に３号認定から２号認定に切り替わる児童（満３歳児）の保育料については、その年度中（3月31日まで）は３号認定（３歳未満児）の保育料額が適用されます。また、保育料の軽減も同様に、その年度中は継続して適用されます。
ただし、１号認定に変更した場合は、軽減の適用がなくなることがあります。

■保育料の軽減について

（１）　**幼児教育・保育無償化制度**（国の軽減制度）
３歳以上の全ての児童を対象に保育料が無償化となります。（延長保育や預かり保育、教材費などは実費負担となります）
①１号認定（教育認定）は、満３歳以上（年度途中で３歳を迎えた児童）を対象に月額保育料が無償となります。
②２号認定（保育認定）は、当該年度の4/1時点で３歳以上の児童を対象に月額保育料が無償となります。
＊これまで保育料の一部であった副食費（おかず・おやつ代など）が実費負担となります。
＊副食費の金額については、施設によって異なる場合がありますので、詳細は施設にお問合せ下さい。
なお、副食費については免除制度があります。（下記参照）
＊１号認定の児童で、預かり保育を利用する場合、保護者が保育要件（満3歳児は非課税世帯であることも条件）に該当していれば、預かり保育利用料も月額上限額の範囲内で無償となります。その際は、利用給付認定を受けるための手続きが必要となります。（直接施設で手続きができます）　※新規認定は、**希望月の前月10日が〆切**です。

（２）　**大分にこにこ保育支援事業**（大分県と日出町の軽減制度）
令和９年４月１日時点で２歳以下かつ第２子以降の児童の保育料は、（１）の軽減とは別に、**兄弟の年齢を問わず、無料**になります。なお、この軽減は**３号認定児童（0歳～2歳児）**にのみ適用されます。
＊この制度は、県又は町の動向により廃止・変更される場合があります。

■給食費（副食費）の免除について

幼児教育・保育無償化により、以下の条件で対象となる１号認定及び２号認定の児童は、副食費（おかず・おやつ代）が免除されます。

（１）年収360万円未満相当世帯となる全児童

■１号認定：　**第１階層～第3-2階層までの世帯**
■２号認定：　**第１階層～第4-1階層Aまで（ひとり親世帯等は第4-2階層Aまで）の世帯**

（２）年収360万円以上世帯の多子軽減にかかわる第３子以降の児童

第３子以降の算定基準	１号認定児童	２号認定児童
兄弟児のカウント対象範囲	**小学校３年生以下まで**（同一世帯内のみ）	**小学校就学前まで**（同一世帯内のみ）

«その他»

＊３号認定（0～2歳児）は、保育料の一部に含まれているため、免除制度はありません。
＊免除の審査は、市町村民税所得割税額をもとに行ないます。また、保育料と同様に**年２回（４月・９月）**審査を実施します。
（４月から８月までを前年度分、９月から３月までは当年度分の市町村民税所得割額が適用されます。）
＊保育料と同様に、父母の市町村民税が非課税かつ、同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、**父母以外の世帯員の税額で**審査を行うことがあります。